

鹿島市訓令甲第2号

鹿島市ふるさと創生基金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、鹿島市ふるさと創生基金条例(平成元年条例第2号)に基づく鹿島市ふるさと創生基金を主たる財源とする、ふるさと創生事業を奨励するための助成金(以下「奨励金」という。)の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

(平13訓令甲19号・一部改正)

(平25訓令甲6号・一部改正)

(交付の対象)

第2条 奨励金はふるさとの未来を考え、ふるさとの多様な自然・歴史・文化・産業等を生かし、次世代につなぐ地域づくりを図るため個人、団体又はグループ(以下「団体等」という。)が実施する事業に対して交付するものとする。

2 前項の事業は、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団を利することとなるものであってはならない。

(平13訓令甲19号・一部改正)

(平25訓令甲6号・一部改正)

(交付の額)

第3条 奨励金の額は、第2条の交付対象事業費の100分の70以内とし、1事業100万円を上限として交付するものとする。ただし、市長が特に認める場合においてはこの限りではない。

(平7訓令甲19号・一部改正)

(平13訓令甲19号・一部改正)

(平25訓令甲6号・一部改正)

(交付申請)

第4条 奨励金の交付を受けようとする団体等は、鹿島市ふるさと創生事業奨励金交付申請書(様式第1号)を市長に提出しなければならない。

(平25訓令甲6号・一部改正)

(交付決定)

第5条 市長は前条の申請書を受理したときは、その内容を審査し、適当と認めたものについて鹿島市ふるさと創生事業奨励金決定通知書(様式第2号)により団体等に通知するものとする。

(平25訓令甲6号・一部改正)

(交付申請の取下げ)

第6条 奨励金の交付の申請をした団体等は、前条の規定による通知を受領した場合において、当該通知に係る鹿島市ふるさと創生事業奨励金交付申請取下書(様式第3号)により市長が定める期日までに、申請の取下げをすることができる。

2 前項の規定による申請の取下げがあったときは、当該申請に係る奨励金交付の決定はなかったものとみなす。

(平25訓令甲6号・一部改正)

(計画等の変更)

第7条 決定通知を受けた団体等が申請書の記載事項に変更(市長が認める軽微な変更を除く。)を加えようとするときは、直ちに鹿島市ふるさと創生事業奨励金変更申請書(様式第3号の2)により市長に届け出て、その承認を得なければならない。

(平25訓令甲6号・一部改正)

(実績報告)

第8条 決定通知を受けた団体等は事業が完了したときは、速やかに鹿島市ふるさと創生事業実績報告書(様式第4号)を市長に提出しなければならない。

(平25訓令甲6号・一部改正)

(奨励金の交付)

第9条 市長は事業が完了できたと認められる場合に奨励金を交付するものとする。ただし、その事業の完了前に交付することが適当と認めるときは、一括又は分割して事前に交付することができる。

(決定の取消し)

第10条 決定通知を受けた団体等が奨励金を他の用途への使用をしその他奨励金交付の内容又はこれに付した条件に基づく市長の処分若しくは命令に違反したときには、奨励金交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

2 前項の規定は、ふるさと創生事業について交付すべき奨励金の額の確定があったあとにおいても適用があるものとする。

3 市長は第1項の規定による取消しをした場合において第5条の決定通知書により団体等に通知するものとする。

(平25訓令甲6号・一部改正)

(返還命令)

第11条 市長は決定通知を受けた団体等が次の各号に該当する場合は、既に交付した奨励金の全部又は一部について返還を命ずることができる。

(1) この要綱に違反したとき。

(2) 申請書、その他関係書類に虚偽の記載があったとき。

(3) 執行状況が著しく適正を欠くと認められるとき。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に市長が定める。

附 則

この要綱は、平成2年4月1日から実施する。

附 則(平成7年訓令甲第19号)

この要綱は、公布の日から施行し、平成7年4月1日から適用する。

附 則(平成13年訓令甲第19号)

この要綱は、公布の日から施行し、平成14年4月1日から適用する。

附 則(平成21年訓令甲第1号)

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則(平成25年訓令甲第6号)

この要綱は、公布の日から施行する。

別表 交付の対象となる事業及び交付の限度額

(平7訓令甲19・全改)

(平13訓令甲19・削除)